指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 （主たる営業所所在地）	措置要件 （要綱第２条第１項別表の該当号）	備考
令和８年８月３日から 令和９年２月２日まで	６か月	中嶋商店 （八幡市）	契約違反 （別表第２の５の項中(1)）	
令和８年10月22日から 令和９年７月21日まで	９か月	株式会社シミズ・ビルライフケア （東京都中央区）	独占禁止法違反 （別表第２の２の項中(2)－ウ）	

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱